

中土佐町プレミアム付商品券事業取扱店募集要項

1. 趣旨

低所得者・子育て世帯に対する消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施する中土佐町プレミアム付商品券事業において、町が発行するプレミアム付商品券の取扱店となる事業者（以下、「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2. 商品券の概要

- (1) 商品券は、額面 500 円券 10 枚（5,000 円分）を 1 セットとして販売する（1 セットの販売額は 4,000 円）。
- (2) 商品券は、対象者 1 人につき 5 セットまで購入可能とする。
- (3) 取扱店は、使用期間内に限り商品券を持参した消費者に対して券面記載額に相当する物品の販売または役務の提供を行う。

3. 商品券の使用可能期間

令和元年 10 月 1 日（火）～ 令和 2 年 2 月 29 日（土）

4. 商品券の使用制限

- (1) 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - ① 不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難いもの
 - ② たばこ
 - ③ 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ⑤ 国税、地方税、使用料等の公租公課
 - ⑥ 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK 受信料などの公共料金
 - ⑦ その他、町が適当でないと認めたもの
- (2) つり銭は出さないものとする。
- (3) 商品券と現金との引き換えはできないものとする。
- (4) いかなる場合においても、有効期限後の商品券の使用はできない。

5. 取扱店登録資格

- (1) 商品券の取扱店の登録資格は、中土佐町内において事業を営み、かつ店舗等を有す

る事業者に限るものとする。ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- ③ 法令又は公序良俗に反するもの。

6. 取扱店の登録受付期間

随時受付

7. 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業者は、「プレミアム付商品券取扱店登録申請書」に必要な事項を記入し、町に提出する。また、町内に複数の店舗がある事業者においては、店舗ごとに申請を行うこととする。
(提出先：中土佐町役場 水産商工課)
- (2) 町は、登録が完了した事業者へ商品券取扱店登録証を発行するとともに、取扱店であることを示す「取扱店ステッカー」を配布する。
- (3) 取扱店の登録にかかる費用は無料とする。

8. 取扱店募集に関する周知方法

- (1) 中土佐町広報への掲載
- (2) 中土佐町ホームページへの掲載
- (3) その他

9. 登録済取扱店一覧の周知方法

- (1) 中土佐町ホームページへ掲載する。
- (2) 商品券販売時に配布する利用案内に掲載する。
- (3) その他

10. 利用済商品券の換金

- (1) 利用済商品券の換金期間は下記のとおりとする。
令和元年10月1日（火）～令和2年3月10日（火）【予定】
※ この期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても換金できない。
- (2) 換金は月2回実施することとし、毎月の締切日と支払日は、別途一覧表にして取扱店に明示するものとする。

- (3) 取扱店は、町の指定する換金窓口を利用済商品券を持参するとともに、「プレミアム付商品券換金請求書」を提出することとし、町は利用済商品券の数量を確認したうえで、当該換金額を取扱店登録時に記載された口座に振り込むこととする。
- (4) 取扱店の換金手数料は無料とする。

1 1. 取扱店の遵守事項

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならない。
- (2) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用を行ってはならない。
- (3) 商品券を事業者間取引に伴う代金の支払いに使用してはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町へ報告すること。
- (5) 受領した商品券は、取扱店の責任により管理を行うこと。
- (6) 町が配布する商品券取扱店ステッカーを顧客から見て目立つ場所に掲示すること。
- (7) 町と適切な連携体制を構築すること。

1 2. 取扱店資格の喪失

町は、取扱店がこの要項に定める事項に違反すると判断したときは、換金の停止及び取扱店登録の取り消しを行うことができる。また、町に損害が生じた場合には、町は損害金を請求することができる。

1 3. 紛失等の責務

利用者から受領した商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

1 4. 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに町に届け出るものとする。